



企業の労働安全

～労働安全衛生法遵守に向けて、トップの姿勢～

1 労基署調査の対応ポイント（第 91 条労働基準監督官の権限）
2 （基準法）第 97 条労働者の申告
3 （基準法）第 92 条司法警察員の職務
4 （安衛法）第 110 条報告等（労働者死傷病報告）
5 災害の多発
6 （安衛法）第 98 条使用停止命令等
7 認識と認容 被害感情

<p>感情をあらわに事業所長</p> <p>申告監督 監検</p> <p>凍り付く職員</p>	<p>安衛則第159条 誘導者 一定の合図</p>	<p>捜査 公判 裁判後</p>
<p>不起訴処分には、次があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 訴訟条件を欠く場合、 (2) 被疑事実が罪とならない場合、 (3) 犯罪の嫌疑が認められない（被疑事実につき、犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分等）場合、 (4) 被疑事実が証拠上明白であっても、被疑者の性格、境遇、犯罪の軽重と情状、犯罪後の状況により訴追を必要としないと判断する場合の起訴猶予 	<p>労働者死傷病報告</p> <p>特別教育の実施</p> <p>右手首切断 高校卒業入社後1週間</p>	<p>設備能力向上の増設</p> <p>ノロボットは そのままの大きさ</p> <p>参考ビデオ 災害事例</p>
<p>署長を拝命</p> <p>実況見分中にご遺族が現場に 原因の究明・責任の所在を明らかに 迅速・適正な労災補償</p> <p>具体例</p>	<p>機械を動かしながら内部を洗っていました。</p> <p>非常停止ボタンは押しませんでした。</p>	

一般社団法人千葉労務安全教育研究会（二見町西二見 157-118）

吉村由紀夫（090-5882-3271）

メール mmm2010sw@ares.eonet.ne.jp

